

富山県eスポーツを通じたDX人材育成のための備品等貸出要領

(目的)

第1条 県内の高校生がeスポーツに触れる機会を増やし、eスポーツに対する理解と関心の促進を図るとともに、eスポーツを通じて、論理的思考力やコミュニケーション能力、課題解決能力等、社会で生きる実践力の向上を図る取組み(DX人材育成)を支援することを目的に、ゲーミングパソコン等の備品の貸出を行う。

(貸出備品)

第2条 貸出の対象となる備品は、別紙「貸出備品一覧」に定めるものとする。

(貸出対象者)

第3条 貸出の対象者は、原則として、富山県内の高等学校または富山県内の高等学校が実施する学校部活動とする。

(貸出期間)

第4条 1回の貸出期間は貸出日及び返却日を含め、原則として3ヶ月以内とする。なお、返却日が土曜、日曜、休日に当たる場合は、その前日に返却する。

(貸出料金)

第5条 貸出の料金は無料とする。

(貸出申込)

第6条 貸出を希望する者(以下「申請者」という)は、様式第1号「使用許可申請書兼誓約書」に必要書類を添えて、貸出を希望する日の1月前から7日前(休日・祝日を除く)までの期間内に次の申込先に電子メールで提出しなければならない。

申込先:富山県デジタル化推進室デジタル戦略課

adigitalkasuishin@pref.tpyama.lg.jp

(貸出審査)

第7条 前条の申請があった場合には、県は、その内容を審査し、相当と認めるときは、様式第2号「使用許可書」を申請者に交付する。なお、使用目的が次の各号のいずれかに該当すると判断される場合は、貸出の対象外とする。

- (1) 営利目的である場合。
- (2) 特定の主義、主張、思想あるいは宗教の普及を目的とする場合。
- (3) 法令又は公序良俗に反する恐れがある場合。
- (4) その他、目的に照らし相当と認められない場合。

2 県は備品の貸出に当たり、必要に応じて条件を付す事ができる。

(貸出・返却方法)

第8条 貸出及び返却は、県が指定する場所で行う。

- 2 申請者は備品の貸出を受ける際、様式第1号「使用許可申請書兼誓約書」に記載の代表者または担当者のいずれか本人であることを確認できる書類(自動車運転免許証等)を県に提示する。県は本人であることを確認した後、備品を貸し出す。
- 3 貸出・返却は平日の9時から17時の間のみ可能とする。
- 4 貸出・返却に関する備品の運搬作業及び運搬費用は全て申請者の負担とする。
- 5 申請者は備品を返却する際、様式第3号「使用報告書」を県に提出する。
- 6 使用中の申請者から、第6条の申請があり、現行と同一の使用場所かつ現行の使用期間の最終日の翌日を使用期間の開始日として第7条の許可があった場合、県は使用中の申請者に対し、前項の様式第3号「使用報告書」の提出をもって、返却を免除することができる。

(禁止)

- 第9条 申請者は、貸出を受けた備品を申込み時の使用目的及び使用場所以外で使用してはならない。
- 2 申請者は如何なる理由であっても、第三者への転貸をしてはならない。

(貸出の中止)

- 第10条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の許可を取り消し、現に使用中の場合であっても、その使用を中止することができる。この場合において、その取消しにより申請者又は第三者に損害が生じても、県は一切の責任を負わない。
- (1) 備品が故障等の理由により供用できないとき。
 - (2) 申請者が法令若しくはこの要領の規定又は第7条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
 - (3) 申請者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

(弁済)

- 第11条 申請者は、故意又は過失に関わらず貸出備品を亡失し、又は損傷したときは、同一の備品又はこれに相当する代価をもって弁済しなければならない。
- 2 貸出備品の亡失又は損傷の原因が、地震、台風、津波、暴風雨、洪水などの天変地異や申請者の責めによらない火災、その他の不可抗力による場合は、申請者は弁済の責任を負わないものとする。
 - 3 前項に定める事由が生じた場合は、ただちに県に通知をするとともに、当該事由による影響の軽減・回復のために最善の努力を尽くさなければならない。

(使用許諾)

- 第12条 申請者は、貸出の対象となる備品を使用して計画するイベント等で使用する予定のゲームタイトルの使用許諾について、当該タイトルの権利を所有する企業等に対し、自らの責任で申請を行い、許諾を得るものとする。

(別紙)貸出備品一覧

	種類	メーカー・型式	数量	備考
1	ゲーミングパソコン (デスクトップ型)	GALLERIA RM5C-R46	5	
2	モニター	I-O DATA LCD-GC253U	5	24.5型 要組立て
3	ゲーミングマウスパッド	GALLERIA製	5	30cm×76.5cm
4	HDMIケーブル	ELECOM製	5	1.5m 3D・4K対応 ARC機能対応

※ ゲーミングパソコン及びモニターについては、段ボールや緩衝材など、梱包資材を返却時でもご利用できるよう、使用期間中は大切に保管願います。

1 ゲーミングパソコン(GALLERIA RM5C-R46)



構成表

製品名称 GALLERIA RM5C-R46

構成内容



72822991

ソフトウェア	MS Windows11HomeAdvanced KUK-00003(OA3)
CPU	Intel Core i5-13400F(1700/2.5G/20M/C10/T16)
その他商材	追_ノートブックリフレッシュキット 30日版インストール
ファン	FLU NX4(12cm PWM 1800rpm LGA1700)
PCケース	SLR TH-522S-2(mATX,14cm,U3,nwBag)
電源	SILVERSTONE ET650-B V1.3 (ATX 650W 80+B)
グラフィックカード	Palit NE64060019P1-1070F(RTX4060 8G G6 1H3P)
マザーボード	ASUS PRIME B760M-AJ D4-SI(B760 1700 DDR4 mATX)
SSD	Intel 670p SSDPEKNU010TZ I(M.2 2280NVMe 1TB)
メモリ	Samsung M378A1G44AB0-CWE(DDR4 PC4-25600 8GB)
メモリ	Samsung M378A1G44AB0-CWE(DDR4 PC4-25600 8GB)

2 モニター(I-O DATA LCD-GC253U)



3 ゲーミングマウスパッド



4 HDMIケーブル



令和 年 月 日

富山県知事政策局デジタル化推進室デジタル戦略課長 殿

申請者名	
申請者所在地	〒
代表者名	
担当者名	
担当者連絡先	Tel Mail

富山県eスポーツを通じたDX人材育成のための備品等使用許可申請書兼誓約書

富山県eスポーツを通じたDX人材育成のための備品等貸出要領第6条の規定により、次のとおり申請します。

使用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで(貸出日～返却日)
使用場所	
使用する備品 及び台数	
使用内容	
備考	
使用に関する 誓約事項	備品の使用に際して、次の事項を誓約します。 1 備品の使用に際し、故意又は過失に関わらず亡失又は損傷したときは、その弁済費用すべて全て私が負担します。 2 その他、富山県eスポーツを通じたDX人材育成のための備品等貸出要領を遵守し、かつ、県の指示に従って使用します。

※申請にあたっては、①使用内容を補足する書類(企画書、類似の取組み事例など)、②その他、県が必要と認める書類、を1部添付してください。

様

富山県知事政策局デジタル化推進室デジタル戦略課長

富山県 e スポーツを通じた DX 人材育成のための備品等使用許可書

令和 年 月 日付けで申請のあった備品等の使用については、次のとおり許可します。

なお、富山県 e スポーツを通じた DX 人材育成のための備品等貸出要領第 10 条各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、現に使用中の場合であっても、その使用を中止することがあります。

使用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで(貸出日～返却日)
使用場所	
使用する備品 及び台数	
使用内容	
(付する条件)	
貸出備品の使用に際しては以下の点を遵守ください。 1 許可内容に変更等が生じた場合は、速やかに申し出てください。 2 使用前・使用後には必ず点検してください。 3 上記のほか、富山県 e スポーツを通じた DX 人材育成のための備品等貸出要領を遵守し、かつ、県の指示に従って使用してください。	

令和 年 月 日

富山県知事政策局デジタル化推進室デジタル戦略課長 殿

申請者名	
申請者所在地	〒
代表者名	
担当者名	
担当者連絡先	Tel Mail

富山県eスポーツを通じたDX人材育成のための備品等使用報告書

令和 年 月 日付け推第 号で許可のあった富山県eスポーツを通じたDX人材育成のための備品等の使用について、富山県eスポーツを通じたDX人材育成のための備品等貸出要領第8条第5項の規定により、次のとおり報告します。

使用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
使用場所	
使用結果	
備考	

※「使用結果」には貸出備品を使用して実施した取組みの結果(日頃の活動や講座、イベントの概要、使用者数等)を記載してください。また、貸出備品を使用している様子の写真を貼付してください。